

# 生徒手帳

平成31年度  
(2019年度)

東京都立蒲田高等学校

〒144-0053

東京都大田区蒲田本町1-1-30  
03(3737)1331(代表)

## 東京都立蒲田高等学校校歌

作詞 清水 房雄  
作曲 山田日出雄

こころをふりさけて  
みどり照りそふ 楠若葉  
進取の気象 いや高く  
新しき世に さきがけん

潮騒遠く たちきたる  
息吹きゆたけき梅が香や  
青春の日々 すこやかに  
ひかり求めていそしまん

われ等 ここに  
つとひ学ぶ  
大き 使命  
負ひて学ぶ  
蒲田高校 蒲田高校

た こう こう か ま た こう こう

## 目 次

教育目標	4
指導の重点	5
本校の歴史	6
時 程 表	7
教育課程表	8
生徒心得	10
体育棟使用規定	27
トレーニングルーム使用規定	28
グラウンド・テニスコート使用規定	29
部室使用規定	30
異常気象時(台風等)の対応について	32
届け出・願い出一覧	33
HRについて	37
樟友会の意義と特色	38
樟友会々則	39
現行の文化部・運動部・同好会	51
経営企画室からの連絡事項	52
授業料・諸会費の納入について	54
奨学金について	56
図書室の利用について	58
学校保健	61
保健室の利用について	62
出席停止について・治癒証明書	63
日本スポーツ振興センターについて	65
情報ルール	

# 生徒心得

## 1. 登校・下校

- (1) 始業5分前（8時25分予鈴）までに登校すること。
- (2) 16時55分までに校内正門から出て、安全に下校すること。
- (3) 下校時刻以後居残る必要のある時は担当教員の許可及び指導を受けること。
- (4) 登校時から下校時までは無断で校外に出るはならない。午後も授業等のある日は、必ず昼食を持参する。どうしても外出する必要がある時は、事前に生徒手帳に記入してHR担任の許可を受けること。
- (5) 休業日に登校する場合は、担当教員の許可及び指導を受けること。
- (6) 自転車通学を希望する者は、自転車通学願を提出して、生活指導部の許可を受けること。

### 自転車使用規定

- 交通法規を守り、通学すること。（2人乗り、携帯電話の通話、傘さし、イヤホン禁止、片聞きも禁止）
- 許可のない者の自転車通学を禁ずる。
- 自転車通学者は、必ず登録番号つき許可シールを購入し、自転車の泥除け部分に貼る。

○ 自転車は所定の場所に置く。学校敷地外に自転車を放置することを禁ずる。（S票の対象になる）

- 自転車には必ずカギをつける。
- 常にブレーキ等の整備点検をする。
- 変型自転車の類は禁ずる。
- 他人に貸さない。
- 指定場所以外で乗ることを禁ずる。
- 新しい自転車で登校する場合や許可シールがはがれてしまった場合は、再度登録手続きを行って新たな許可シールを購入すること。
- 雨天時は傘を使用せず、雨合羽を着用する。

## 2. 欠席・遅刻・早退・忌引

- (1) 病気その他やむを得ない理由で欠席する場合は、事前に学校に連絡し、生徒手帳の欄にある所定の届を提出すること。  
無断で欠席することは固く禁ずる。
- (2) 遅刻・早退・欠課の場合には、HR担任にその事由を届け出なければならない。早退した時は、帰宅後保護者に学校へ電話してもらい、HR担任と連絡をとること。
- (3) 忌引の場合は、事前に学校に連絡し、生徒手帳の欄にある所定の届を提出する。忌引日数は次の通りとする。

① 父母

7日以内

- ② 祖父母兄弟姉妹 3日以内
- ③ 伯叔父母・従兄弟姉妹 1日

## 3. 服装

学校に登校してくる場合は、休業日や長期休業中も含め必ず制服を着用すること。

衣服や頭髪等は人格と教養を象徴するものであるから、良識的で清潔・端正・質素を旨とし、必ず制服を着用すること。

なお、服装の基準についての細目は別に定める。

### (1) 制服

男女とも、ブレザー型。

- 定められたボタンをつける。
- 男子は指定のネクタイ、女子はスカートの場合は指定のリボン、スラックスの場合は指定のネクタイを着用すること。
- ワイシャツ・ブラウス・ポロシャツ・セーター・ベストは指定のもの（左袖校章刺繍マーク入）とする。
- 指定外のセーター・ベスト等の防寒着をブレザー内に着用してはならない。
- 靴下は、派手でないものを用いること。
- 制服をだらしなく着用しないこと。  
具体的に  
「男子はシャツをスラックスから出したり、スラックスをまくり上げたりずりおろしたりしないこと。」

りしないこと。」

「女子はスカートを短く加工したり、スカートの下にスウェット類を着用することをしない。」

- 女子はスカート、またはスラックスを着用することができる。  
（スカートならリボン、スラックスならネクタイを着用すること）

### 取扱指定業者

制服	(株)コード服装	
	中野区上高田4-28-19	☎ 03 (3388) 0111
体育着	(株)サス・スポーツ	
	千代田区神田司町2-17	☎ 03 (3233) 3711
教科書	栄文堂書店	
	大田区南蒲田3-13-11	☎ 03 (3742) 0970



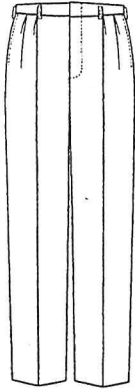
## 制 服



男 子



女 子



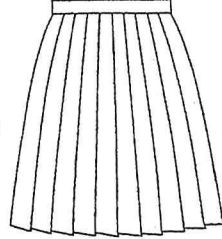
ブレザー  
サキソニー (濃紺)

スラックス  
ウィンドベン (グレー)

スカート  
ウィンドベン (濃紺)

ネクタイ・リボン  
レジメンタルストライプ  
(紺×グリーン×白)

ボタン  
校章入り七宝ボタン



### (2) 略 装

5月1日から10月31日までを略装期間とし、男女とも上着、ネクタイ・リボンは着用しなくてもよい。

### (3) 防寒着

コート、マフラーなどは、通学にふさわしいものを用い、派手な色や特に変わった形のものはいないこと。

パーカー等を防寒着としてブレザー内に着用してはならない。

### (4) 靴

通学時の履物は黒、茶革靴または色・柄等の派手でない運動靴とし、サンダルは禁止する(サンダルでの登校は再登校の指導になる)。校舎内は定められた上履きを用い、下履きと厳に区別する。

### (5) 頭 髪

頭髪は常に品よく清潔を保つこと。特異な髪型(ツープロックを含む)・エクステ・染色・脱色・加工は禁止する。

### (6) 体育の服装

定められた体育着、運動靴(体育館履き)を用いる。

### (7) 異 装

やむを得ず定められた制服を整えることができない場合は、HR担任に願い出て生活指

導部の許可を受ける。

### (8) 装飾品等

ピアス・イヤリング・ネックレス・ブレスレット・カラーコンタクト等の装飾品の着用や化粧等(色付きリップを含む)を禁止する。

## 4. 所持品

(1) 所持品には一品ごとに学年組氏名を明確に記入する。

(2) 必要以外の貴重品や多額の金銭は持参しないこと。必要あって携行した貴重品類は常に身につけておく。やむを得ず身につけておくことができない場合は、鍵のかかるロッカー内に保管するなどして、管理に十分留意すること。

(3) 盗難・紛失等が生じた場合は、ただちにHR担任に届けるとともに、盗難・遺失届を生活指導部の教員に提出する。

(4) 校内で金品を拾得した場合は、ただちにHR担任もしくは生活指導部の教員に届ける。

## 5. ロッカー使用について

ロッカーは学校で使用する物品を整理し、安全に保管する目的で生徒に貸与する学校備品である。次の諸注意をよく守り、大切に使用すること。

(1) ロッカーには各自で用意した鍵をかけ、鍵の管理を徹底すること。

(2) 扉を閉め確実に錠をかけること。

(3) 学校で必要な物品以外は入れないこと。

(4) 教科書及びノート、金銭、貴重品などは下校の際に持ち帰ること。

(5) 破損した場合はHR担任に報告し、その指示を受けること。

## 6. 清掃美化

(1) 美化意識をもち、身の回りの整理、整頓を心がけること。放課後、机の中や周りに私物を放置して帰らない。

(2) ゴミの分別に協力し、可燃物(紙や木などのゴミ)、不燃物(ビニールやプラスチックでできている物、ストローやレジ袋などのゴミ)、リサイクル(ペットボトル・空き缶・プリント類)に分けて捨てること。

## 7. 校内生活一般

(1) 校内での生徒の集会、印刷物の配布、募金・署名を集める時は事前に担当教員に願い出て学校長の許可を受けなければならない。

(2) 校内で放送、掲示、陳列などをする場合は事前に担当教員の許可を受けて行う。

(3) 許可を得た掲示等は、校内の美化をそこなわぬよう所定の場所にはり、期限終了後は必ずきれいに後始末をしておくこと。

(4) 昼食は原則として昼休みに教室でとる。

(5) 学校の内外を問わず、暴力、喫煙、飲酒等



は厳禁する。

- (6) 火気の使用については、授業、実験その他特別に許可された場合を除き厳禁する。
- (7) 校内での危険を伴う運動や遊びは禁止する。
- (8) 立入禁止の区域には絶対に入ってはいけない。
- (9) 防火シャッター、非常警報装置などにいたずらしない。
- (10) 教員の指導には素直に従うこと。
- (11) 授業規律の確立に努めること。
- (12) 学校のコンセントは、充電等の私用な目的で使用してはいけない。

## 8. 長期休業中の心得

自主自立の生活態度及び勉学の習慣をつけ、充実した生活を送るよう、計画を立てて生活すること。

## 9. 校外生活その他

- (1) 旅行・登山などする時は、保護者の承認を受け、連署の上事前にHR担任又は生活指導部に旅行届を提出する。
- (2) 交通事故・不良行為による被害などがあつた時は、速やかに学校に連絡する。
- (3) 盛り場や、高校生としてふさわしくない場所に入入りしない。
- (4) 校外の団体に加入し、または行動に参加す

る時はHR担任または生活指導部に相談して行う。

- (5) アルバイトをしようとする時は保護者並びにHR担任に相談して許可を受けること。ただし危険な仕事、場所（パチンコ店、居酒屋など）でのアルバイトはしてはならない。

## 10. 学 習

### (1) 授 業

- (イ) 授業には遅刻、早退、途中退室をしない。
- (ロ) 授業中は他の生徒の迷惑にならないように静かに授業を受け、学習に集中して取り組むこと。また、他の生徒の学習を妨げる行為を禁止する。
- (ハ) 携帯電話等は電源を切っておくこと。
- (ニ) 授業中は、授業に関係のない行為を禁止する。机の上に、授業に関係のないものを置くことを禁止する。

### (2) 自習時間

- (イ) 自習は原則として教室で行うこと。
- (ロ) 自習時間中は、担当教員の指示に従い、その授業の学習に専念すること。
- (ハ) その授業の学習に関係のない行為を禁止する。

## 11. 確認テスト

- (1) 席は、出席番号順に着席する。
- (2) 携帯電話は、電源を切ってロッカーにしま

う。スマートウォッチ・アップルウォッチも持ち込み禁止とする。(指導対象)

※携帯電話をテスト中に操作したり、見たりは、不正行為とみなされる。

- (3) 鉛筆・消しゴム以外の持ち物は、すべて鞆に入れ、ロッカーにしまい、机の中はカラにする。
- (4) 下敷きは許可を得てから使用する。
- (5) 筆記具の貸し借りはできない。
- (6) 話をしたり、音をたてたり、問題の集配をさまたげるなど、受験の妨害となる行為は禁止する。
- (7) 不正またはその疑いを招くような行為はしない。
- (8) 質問は手を挙げてし、生徒同士で話したり、余計な言葉を発したりしない。
- (9) 考査時間の途中で答案を提出することはできない。
- (10) やむを得ず、途中退室の必要がある時は、手を挙げて監督の先生の指示を受ける。退室は許可された生徒のみできる。答案は監督の先生に提出し再入室後の受験の続行はできない。携帯の操作もできない。(教室外も含む)
- (11) 遅刻者は残りの時間でその科目を受験する。
- (12) 終了のチャイムと同時に鉛筆を置く。
- (13) 監督の先生の答案点検が終わるまで、静か

に自席で待機する。

## 12. 履修・単位の修得

- (1) 学校で定めた教科及び科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- (2) 次の場合には、履修及び単位の修得を認定しない。
  - (イ) 規定時数を越えて欠席した場合
  - (ロ) 成績不良の場合

## 13. 卒業の認定

- (1) 下記の条件を全て満たしている時卒業を認定する。
  - (イ) 学校で定めた教育課程を規定のとおり履修し、修得していること。
  - (ロ) 各教科以外の教育活動の成果が、その目標からみて満足できると認められること。
  - (ハ) 規定の授業料等を納入済であること。
- (2) 卒業の認定は、卒業判定会議において審議し、校長が行う。

## 14. 部・同好会

- (1) 部活動は部委員会の指導のもと、生徒が自主的に活動する。
- (2) 活動は顧問の了承を得てから行う。
- (3) 部活動は原則として放課後行うものとする。朝練習、休業日の活動、居残り活動については別途定める。
- (4) 部活動中は所持品や着替えはすべて部室等



に移す。

- (5) 確認テスト3日前及び期間中(最終日を除く)は、原則として活動を禁止する。ただし、確認テスト前後1週間以内に公式戦(高体連・高野連・区民大会等)がある場合は、顧問の了承を得て16:55までの活動を認める。  
※各学期初めの確認テストについては、前日のみ活動禁止とする。
  - (6) 部費等の徴収は顧問・校長の許可を得てから行う。
  - (7) 約束が守れない場合は一定期間、部活動を禁止する。
  - (8) 詳細については、「部活動の約束事」を参照すること。
15. 災害時の避難
- (1) 火災その他の災害が発生した場合は、放送等で通報される。
  - (2) 教科担任の指示に従って、火災時は窓を閉め、地震時は窓を開け、必要な光・熱・水源のスイッチ等を切り、安全を確認する。
  - (3) 持ち物は持たないで避難する。
  - (4) 廊下・階段などでは整然とした行動をとる。
  - (5) 上履のまま、指示された場所に集合し、ただちに整列する。
  - (6) HR委員は人員点呼し、HR担任に報告する。

- 22 -

- ⑤ 制服下のスウェット・ジャージ、カーディガン、パーカー、トレーナー、指定外セーター・ベスト等
  - ⑥ 校内の土足、校内の体育館履き
  - ⑦ 化粧(つけまつげ、アイプチ、カラーコンタクト、サークルレンズ、マニキュア、色つきリップ等)
  - ⑧ アクセサリー(ピアス・イヤリング・指輪・腕輪・その他)
  - ⑨ ガム(所持も含む)
2. 授業規律
- ⑩ 食べ物(ガム・アメなど)、飲み物
  - ⑪ 不要物 ⑫ 携帯電話等使用
- (2) 特別指導
- 以下のような行為を行った生徒は、保護者連絡とともに、謹慎指導が行われる。
1. 特別指導の対象
- (1) 暴力行為
    - ① 暴力
    - ② いじめ(過度な嫌がらせや威圧行為を含む)
    - ③ 教員に対する侮辱行為、暴言、暴力行為
  - (2) 喫煙(喫煙と見なされる行為、煙草・喫煙具所持を含む)、喫煙同席、飲酒
  - (3) 万引き、窃盗
  - (4) バイク(自動車)通学、部外者による送迎

- 24 -

- (7) 点呼が終わった後、担当教員の指示に従って行動する。

## 16. 段階指導・特別指導

以下の生徒心得に反する行為を行った生徒には、その内容や段階に応じて指導が行われる。

- (1) 段階指導  
指導を受けた回数や内容に応じて、保護者連絡や個別指導が行われる。(回数によっては特別指導扱いになる)
  - (イ) 指導無視・指導拒否についての指導(S票)  
指導無視、指導拒否、授業妨害、反抗
  - (ロ) 頭髪についての指導(A票)  
染色、脱色、ドライヤーによる色落ち、改善不十分  
特異な髪型(ツープロック・モヒカン・エクステ等)(再登校指導)
  - (ハ) 生活指導重点項目について(B票)
    - 1 服装
      - ① ブレザーなし、指定外スラックス・スカート(再登校指導)
      - ② 色・柄シャツの着用、シャツ等の不所持・未着用
      - ③ 指定外ネクタイ・リボンの着用、ネクタイ・リボン不所持・未着用
      - ④ サンドル等(再登校指導)

- 23 -

- も含む
- (5) 考查中の不正行為、教科指導の不正行為
  - (6) 意図的な器物破損
  - (7) 悪質な指導無視
  - (8) 相手の人権を侵害する行為
    - ① 人権課題や人権問題に基づく偏見・差別
    - ② インターネットや携帯電話を悪用した誹謗・中傷
    - ③ 盗撮や無断で個人情報を投稿する事等
  - (9) その他  
特に指導の必要がある事例が発生した場合  
注:上記の特別指導の対象に該当しない行動であっても、教職員の指導にも関わらずそれを繰り返すような場合、特別指導の対象とすることができる。

--

## 災害時緊急連絡カード

東京都立蒲田高等学校

☆災害時にはあらゆる手段を使って、学校に  
安否情報を連絡して下さい。

電 話 03-3737-1331  
F A X 03-3737-1714  
イエデンワ 070-6435-1494、97  
学校メール  
アドレス S1000015@section.metro.tokyo.jp

## 体育棟使用規定

体育棟とは、体育館、柔剣道場、プール、部室、  
更衣室のことを総称している。

1. 体育棟の指導管理は、保健体育科があたり学  
校全体が協力する。ただし部室の指導管理は、  
生活指導部があたる。
2. 使用時間は、16：55完全下校が可能なまでと  
し、顧問教員の指導のもと、居残り許可のある  
場合は、18：00完全下校とする。
3. 始業前、昼休み、休み時間の使用は、原則と  
して認めない。
4. 休業日、長期休業中の使用については、別に  
定める。
5. ホームルームの時の使用は、学級担任付添い  
の場合のみ使用を認める。自習時間の使用は認  
めない。
6. 体育棟においては、上履きをはくこと。土足  
で上がることは禁止する。
7. 体育館内においては、体育館履きをはくこと。
8. 柔道場は、素足で使用すること。
9. 使用後は、必ず清掃を行うこと。清掃が不十  
分な部等は、使用を許可しないことがある。
10. 体育棟内での火気の使用及び飲食を厳禁する。
11. 一般部外者の使用については、必ず学校長の  
許可を得ること。